

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 9 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に係る事務基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に係る事務 |
| ②事務の概要 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等に対して福祉資金の貸付けを行う。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・資金の貸付に関する事務 |
| ③システムの名称 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表63の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第34条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、125、161 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番88 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 |
| ②所属長の役職名 | 青少年家庭課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-301-2183 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|--|
| 連絡先 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-301-2183 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small> |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small> |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 申請から貸付決定までの間、面談や家庭訪問など1カ月程度かけて審査期間が設けられることから、申請時点においてマイナンバーが取得できなかったとしても、審査期間内における本人からのマイナンバー取得を徹底することで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付システムにおいては、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理していることから、権限のない者によって不正に母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム上の個人情報が使用されるリスクへの対策を講じている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年7月15日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 茨城県保健福祉部子ども家庭課 | 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成28年7月15日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属 | 子ども家庭課長 石川 祐治 | 子ども家庭課長 小室 昌彦 | 事後 | 人事異動 |
| 平成28年7月15日 | I 関連情報 7. 特定個人情報 ①の開示・訂正・利用停止請求 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成28年7月15日 | I 関連情報 8. 特定個人情報 ②の取扱いに関する | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成28年7月15日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 ①いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年7月15日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ①いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年7月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 ②いつ時点の計数か | 平成28年6月1日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年7月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ②いつ時点の計数か | 平成28年6月1日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月6日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 | 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成30年7月6日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属 | 子ども家庭課長 小室 昌彦 | 青少年家庭課長 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成30年7月6日 | I 関連情報 8. 特定個人情報 ①の開示・訂正・利用停止請求 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成30年7月6日 | I 関連情報 8. 特定個人情報 ②の取扱いに関する | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 平成30年7月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 ③いつ時点の計数か | 平成29年6月1日 時点 | 平成30年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ③いつ時点の計数か | 平成29年6月1日 時点 | 平成30年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月25日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 ④いつ時点の計数か | 平成30年6月1日 時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月25日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ④いつ時点の計数か | 平成30年6月1日 時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月7日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 ⑤いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月7日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ⑤いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報 7及び8 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 ⑥いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | 令和3年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 事後 | 組織名称変更 |
| 令和4年10月28日 | I 関連情報 7. 特定個人情報 ①の開示・訂正・利用停止請求 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029- | 事後 | 組織名称変更 |
| 令和4年10月28日 | I 関連情報 8. 特定個人情報 ②の取扱いに関する | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029- | 事後 | 組織名称変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|---|--|------|--------------|
| 令和4年10月28日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日 時点 | 令和4年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月28日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日 時点 | 令和4年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 | 令和5年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 | 令和5年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | ・番号法第9条第1項 別表第一の43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条 | ・番号法第9条第1項 別表63の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第34条 | 事後 | 法改正による根拠の修正 |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | [提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 30及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 | <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、125、161 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番88 | 事後 | 法改正による根拠の修正 |
| 令和7年1月31日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年1月31日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | — | 十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠 | — | 申請から貸付決定までの間、面談や家庭訪問など1カ月程度かけて審査期間が設けられることから、申請時点においてマイナンバーが取得できなかったとしても、審査期間内における本人からのマイナンバー取得を徹底することで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--|------|--------------|
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 | — | 十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠 | — | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付システムにおいては、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理していることから、権限のない者によって不正に母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム上の個人情報を使用されるリスクへの対策を講じている。 | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |